

この法律では、障害者虐待を5つの類型に分けています。

1 身体的虐待

障害者の身体に外傷を生じさせる（生じるおそれがある）暴行を加えること。
または、正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。



具
体
例

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけることによる、あるいは過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為

- 平手打ちする
- 殴る
- 蹴る
- 壁にたたきつける
- 食べ物や飲み物を無理やり口に入れる
- やけどさせる
- 打撲させる
- 椅子やベッドにしばりつける
- 医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する
- 部屋に閉じ込める など

虐待のサイン

- 身体に傷やあざがある
- お尻、手のひら、背中などにやけどの跡がある
- 急におびえたり、こわがったりする
- 施設や職場に行きたがらない
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- おびえた表情をする、急に不安がる、震える

2 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること。
または、障害者にわいせつな行為をさせること。



具
体
例

性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）

- 裸にする
- 性器への接触
- 本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する
- わいせつな映像を見せる など

虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- 急におびえたり、こわがったりする
- 周囲の人の体をさわようになる
- 卑猥な言葉を発するようになる
- 人目を避けたがる、一人で部屋に居たがるようになる

3 心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的対応をすること。また、その他著しい精神的苦痛を与えること。なお、施設従事者等や使用者による虐待の場合は、「不当な差別的言動」も含まれる。



具
体
例

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること

- 「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる
- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- こども扱いをする
- 意図的に無視する など

虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食・拒食）がみられる
- 自傷行為がみられる
- 無力感、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる

4 放棄・放置（ネグレクト）

障害者を衰弱させるような著しい減食をさせること、または、長時間の放置、養護者以外の同居人による①～③に掲げる行為と同様の行為の放置をすること。
なお、施設従事者等の場合は上記「養護者以外の同居人」ではなく「他の利用者による行為」を、使用者の場合は「他の労働者による行為」を放置することなどが該当する。



具
体
例

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体、精神的状态を悪化させること

- 食事や水分を十分に与えない
- あまり入浴させない
- 汚れた服を着させ続ける
- 排泄の介助をしない
- 髪や爪が伸び放題
- 劣悪な住環境の中で生活させる
- 病気やけがをしても受診させない
- 学校に行かせない
- 同居人による身体的虐待や心理的虐待等を放置する など

虐待のサイン

- 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い
- 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- 過度に空腹を訴える、栄養失調が見てとれる
- 病気やケガをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行かなかった気がない
- 職場に出てこない

5 経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することや障害者から不当に財産上の利益を得ること。



具
体
例

本人の同意なしに財産や年金、賞金を勝手に使う、あるいは運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- 年金や賞金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない など

虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- 年金や賞金がどう管理されているのかわからない
- 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える